

薩摩川内市中高生ふるさと就職奨励金交付要領

令和6年4月1日

改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市中高生ふるさと就職奨励金（以下「奨励金」という。）に関し、薩摩川内市デジタル地域通貨事業実施規則（令和5年薩摩川内市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、高校新卒者等のふるさとへの就労を支援することにより、就職を理由にした市外流出の抑制及び本市の産業人材の確保を図るため、市内企業等に新たに就労する若者等に対し、予算の範囲内において奨励金を交付する。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 就労 雇用期間の定めがなく、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する厚生年金保険、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に規定する労働者災害補償保険又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する雇用保険に加入している正規雇用の形態により雇用されること。

(2) 市内企業等 法人その他の団体で本市の区域内に事業所を有し、事業を営むものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条の規定による指定を受けている団体又はその構成員の統制下にあるもの

イ 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体若しくは公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体

ウ 国又は地方公共団体

(3) 高校新卒者等 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 本市内に所在する、鹿児島県立川内高等学校、川内商工高等学校、川薩清修館高等学校または私立れいめい高等学校を補助年度の前年度に卒業した新卒者

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校またはそれに準ずる特別支援学校を補助年度の前年度に卒業した新卒者で、かつ、義務教

- 育開始から当該奨励金の申請時まで通して本市に住民登録している者
- ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校またはそれに準ずる特別支援学校を補助年度の前年度に卒業した新卒者で、かつ、義務教育期間に本市に住民登録していたが、自宅から通学困難の理由により当該学校入学時に転出していた者
- エ 学校教育法に定める高等学校またはそれに準ずる特別支援学校を補助年度の前年度に卒業した新卒者で、かつ、小学校または中学校に入学にあたり、自宅から通学困難の理由により転出していた者
- オ 最終卒業学校が中学校または義務教育学校（高等学校を途中で退学した者含む。）で、義務教育期間に本市に住民登録していた者（自宅から通学困難の理由により当該学校入学時に転出していた者含む。）、かつ、申請年度の4月1日に満18歳に達している者
- カ アからオ以外の高校新卒者

（交付対象）

第4条 奨励金の交付対象は、申請年度に20歳未満であって、交付申請時に本市に住所を有し、市内企業等に6月以上継続して就労する高校新卒者等とする。

（奨励金の交付）

第5条 市長は、高校新卒者等に対し、奨励金を交付する。

2 奨励金は、規則第3条第3項で定めるデジタルポイント（以下、ポイントという。）で交付する。

3 奨励金の交付は、1回限りとする。

（奨励金の額等）

第6条 奨励金の額は、次の各号に定める区分により支給するものとする。

（1）第3条第3号アからオのいずれかに該当する者 100,000ポイント（1ポイント当たり1円）

（2）第3条第3号カに該当する者 30,000ポイント（1ポイント当たり1円）

（奨励金の交付申請）

第7条 奨励金の交付を受けようとする高校新卒者等（以下「申請者」という。）は、申請年度の10月1日から翌年2月末日までに、中高生ふるさと就職奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）住民票の写し

（2）戸籍の附票

- (3) 卒業証明書（卒業証書の写し）
- (4) 就労証明書（様式第2号）
- (5) 滞納のない証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、同項第1号、第2号及び第5号に掲げる書類は、市が保有する情報により調査することについて申請者が同意する場合は、省略することができる。

（奨励金の交付決定）

第8条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当であると認めるときは、中高生ふるさと就職奨励金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）を申請者に交付するものとする。

（奨励金の交付方法）

第9条 交付決定において、第6条で定めるポイントを市が定める方法により交付する。

（調査等）

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、関係職員をして補助対象事業に係る雇用状況、就労状況等を調査させることができる。

（決定の取消し又は奨励金の返還）

第11条 市長は、奨励金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は申請、請求その他の行為に不正があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要領に定める事項に違反したとき。

（成果）

第12条 この奨励金の交付を通じて得ようとする成果は、若者等の市内企業等への就労及び市内企業等の経営安定とする。

（効果の測定）

第13条 この奨励金の効果は、本市内での若者等の市内就職率を指標に用いて測定するものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。